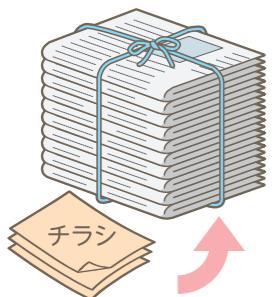


# 古紙の分別をしましよう

事業所の社会貢献やコスト削減のためにも分別を徹底しましょう。

## 新聞

- 新聞と広告チラシは一緒に束ねましょう。



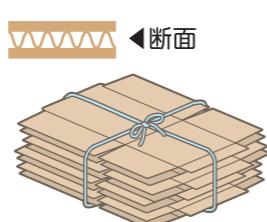
## 雑誌類

- カタログ、雑誌、書籍など製本されているもの。



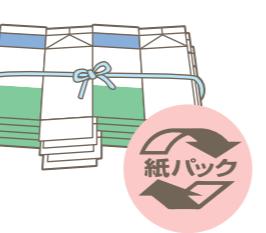
## 段ボール

- 段ボールは断面が二重で波状になっているもの。
- ラベル、金属、粘着テープは取除き、束ねましょう。



## 紙パック

- 「紙パック」の表示があるもの。
- 切り開いて、洗浄、乾燥しましょう。



## ざつ 雑 がみ 紙

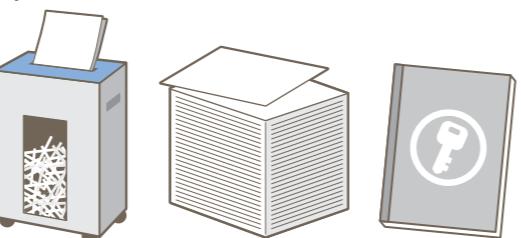
- 雑紙とは、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、OA用紙以外のリサイクルできる紙です。
- 大きさを揃えて（細かいものは紙袋に入れて）、ひもで十字に縛ってください。
- 雑誌類に挟んで出しても結構です。

例：はがき、封筒、紙箱、パンフレット、メモ用紙、カレンダー、トレイルペーパー、ラップの芯、包装紙など



## OA用紙(シュレッダーごみ・機密文書含む)

- OA用紙の処分方法については、古紙の取引業者や、契約中の一般廃棄物収集運搬許可業者と協議してください。
- 溶解処理などにより、機密性を保ったまま資源化することも可能です。古紙の取引業者や専門業者にご相談ください。



## 注意

雑紙やOA用紙には、粘着物、臭いの付いたもの、防水加工、ビニールコーティングなどの特殊加工が施されている紙などの禁忌品は混ぜられません。日頃から分別を心掛けましょう。

## 問い合わせ先

### 事業系一般廃棄物に関すること

- 大田原市生活環境課 ☎ 0287-23-8706
- 那須町環境課 ☎ 0287-72-6916
- 広域クリーンセンター大田原 ☎ 0287-20-2270

### 産業廃棄物に関すること

- 栃木県／県北環境森林事務所 ☎ 0287-22-2277
- (公社)栃木県産業資源循環協会 ☎ 028-612-8016

### 農業系廃棄物に関すること

- 那須北地方使用済農業生産資材適正処理推進協議会 ☎ 0287-62-5550



発行:平成30年3月

# 事業者のみなさん



# 限りある資源を大切にしましょう

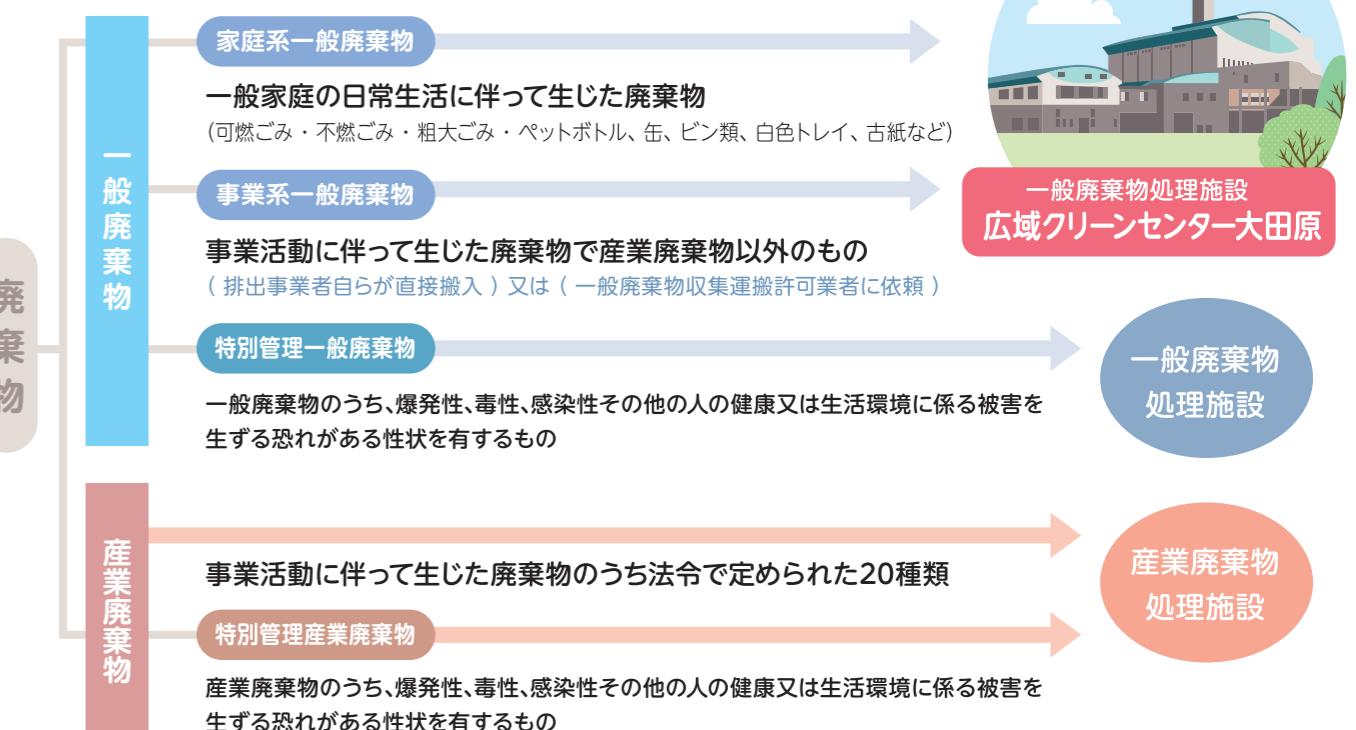
ごみの減量・リサイクル・適正処理による  
ごみ処理費用の削減にご協力をお願いいたします。



## 事業者の 責務

事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任で適正に処理すること。  
ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること。  
ごみの減量、適正処理等について、国や地方自治体の施策に協力すること。

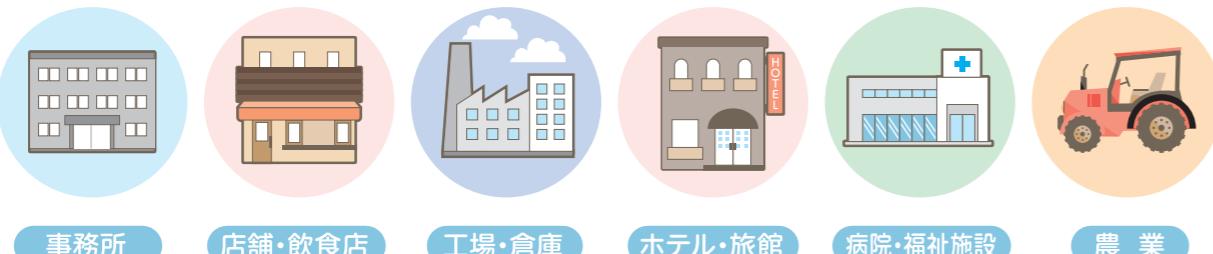
## 廃棄物の区分と流れ



発行：大田原市・那須町・広域クリーンセンター大田原

# 事業所

事業所には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業など営利を目的とするものばかりではなく、官公署、病院、学校、社会福祉施設、宗教法人なども含まれます。



## 事業活動に伴う廃棄物の発生

### ①廃棄物は次の種類に該当しますか？

#### I. 全ての業種で産業廃棄物となるもの

種類	具体例
燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃排出物などの各種焼却灰
汚泥	工場排水などの処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じた泥状物、建設工事で発生した汚泥などの有機性及び無機性のすべての汚泥
廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油などの廃油類、廃溶剤、タールピッチなど、鉱物性油及び動植物性油脂の全ての廃油類
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃写真現像液など、全ての酸性の廃液
廃アルカリ	廃金属せっけん液、廃写真現像液など、全てのアルカリ性の廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類。合成皮革くず、廃タイヤ(合成ゴム)、接着剤くず、発泡スチロールなども含まれます。
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは、廃プラスチック類)
金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去により生じたものを除く)、陶磁器くず、瓦の破片など
鉱さい	高炉、平炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリートの破片、れんがの破片などに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設で発生したばいじんで、集じん施設により集められたもの。

該当しない

### ②次の廃棄物の種類と業種の両方に該当しますか？

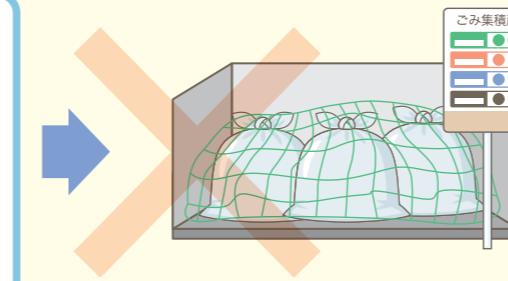
#### II. 業種によって産業廃棄物となるもの

種類	業種	具体例
紙くず	建設業	工作物の新築・改築又は除去により生じた紙くず
	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	印刷くず、製本くず、裁断くずなど
木くず	建設業	工作物の新築・改築又は除去により生じた木くず(伐採材や伐根を含む)
	木材・木製品製造業(家具製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品貿易業	木くず、おがくず、かんなくず、竹、ベニヤ類など
	全事業所	貨物の流通のために使用した木製パレット、梱包木材
繊維くず	建設業	工作物の新築・改築又は除去により生じた繊維くず
	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)	糸くず、布くず、畳・絨毯などの天然繊維くずが含まれるもの
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	原料として使用した動植物性残渣(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす、穀物類、野菜くずなど)
動物系固体不要物	と畜場及び食鳥処理場	家畜の解体などにより生じた固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
政令13号廃棄物		産業廃棄物を処分するために処理したもので、IとIIの産業廃棄物に該当しないもの(汚泥のコンクリート固化物など)

該当する

### 産業廃棄物

※産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものは「特別管理産業廃棄物」に該当し、特別管理産業廃棄物処理許可業者へ処理委託を行う必要があります。

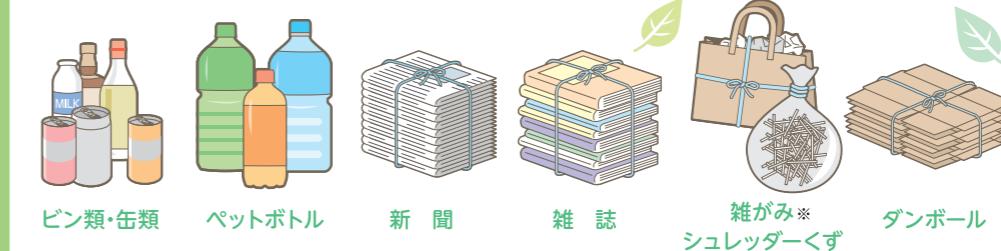


注意

事業所のごみは、ごみステーションに出すことはできません。



### 資源物



※裏面の「雑がみ」を参照

### 事業系一般廃棄物

#### 具体例



※搬入可能なサイズ・量に制限があります

### 収集・運搬

#### 自己搬入

または  
一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集依頼



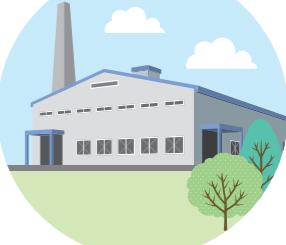
注意

一般廃棄物収集運搬の許可を持たない業者が一般廃棄物を収集運搬することは違法です。

### 処理



または



該当する

### 産業廃棄物

産業廃棄物処理許可業者へ処理を依頼

産業廃棄物  
処理施設

